

国土交通省 国土政策局
令和8年度 市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業
実証調査 公募要領

以下のとおり、市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業に関する実施自治体・地域の公募を行います。要領を御確認いただき、応募様式に必要な事項を御記入の上、御応募ください。

1. 背景・目的

人口減少下における国土の管理水準の低下が今後取り組むべき主要な課題として「第六次国土利用計画（全国計画）」に位置付けられていることを踏まえ、人口減少下における適切な国土管理のあり方を示す「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づき、現状把握と将来予測をもとに、国土の利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、土地の管理の方向性を示す「都道府県管理構想（策定主体：都道府県）」「市町村管理構想（策定主体：市町村）」「地域管理構想（策定主体：地域）」の取組を推進しています。

このため、国土交通省では、市町村管理構想・地域管理構想の先行事例を創出し、その検討・策定に係る知見を蓄積し、広く普及を図っていくため、モデル事業等による事例形成を進めてきました。

令和8年度においては、近年、サステナビリティ経営や ESG 投資、TNFD 対応等の観点から、民間企業が環境負荷を低減するための取組を進め、国土管理に貢献しながら、新規事業開発等へとつなげる事例が増えていることを踏まえ、管理構想を活用して地域に外部人材・資金・知見等を呼び込み、多様な主体が連携して実効性の高い国土管理を行うことを目的として、実証調査に取り組む意欲のある自治体・地域を公募します。採択された自治体・地域については、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と連携して、市町村管理構想又は地域管理構想の検討及び策定を行っていただくこととなります。

参考：「国土の管理構想」ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

管理構想の概要（入門編研修（令和7年10月17日（金））のアーカイブ

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000068.html

2. 実証調査の内容

（1）実施内容

実証調査では、「国土の管理構想」に基づき、管理構想の検討及び策定を行うため、以下①～③の項目を中心に市町村・地域の支援を行う予定です。具体的な支援内容については、採択後に、市町村・地域の計画・実情をもとに、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と相談し決定します。

①管理構想の検討・策定に向けた基礎情報の収集・分析・整理

管理構想の検討にあたって必要となる土地・資源の管理の現状や将来の見通し、課題を検討するための基礎情報について、国や自治体等が保有する情報の収集及び整理・分析を実施し支援し

ます。情報の整理・分析に当たっては、GISを用いた図化・分析の作業も含まれます。

②ワークショップ等の運営

管理構想の検討に向けたワークショップや検討会議等について、資料作成や当日のファシリテートを支援します（各箇所3回程度、1回2時間程度を想定）。

③市町村管理構想・地域管理構想の記載内容等の検討

①、②を踏まえ、市町村管理構想・地域管理構想の記載内容等について、採択自治体とともに検討し、管理構想の作成を側方支援します。具体的には、検討段階に応じて、市町村管理構想又は地域管理構想の骨子、内容等について必要な提案を行うこと等を想定しています。

①～③の支援は、国土管理企画室が実施する「令和8年度 管理構想策定人材育成・実証調査等業務」の中で行うものであり、調査内容や経費は本調査事業の契約範囲となります。

(2) 実施期間

実証調査の実施期間は、採択通知の日から令和9年3月中旬頃までとします。

※本事業は、令和8年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の国会での可決・成立が必要となりますので予め御了承ください。

(3) 成果の取扱

実証調査により得られた成果や情報については、本調査業務の報告書に記載するとともに、今後、市町村管理構想・地域管理構想の策定に取り組む市町村・地域等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において幅広く活用していく予定であることを御了承ください。（個人情報に関わる部分等を除くとともに、内容等について必要に応じ採択自治体との調整を行います。）

3. 対象となる市町村・地域

以下の①～②の要件を全て満たす市町村・地域を想定します。

- ① 人口減少・高齢化の進展により、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となる地域（集落等）を有すること。
- ② 管理構想策定に取り組む意欲があること。

4. 実証調査の応募主体

応募主体は、原則、市町村とします。

※地域管理構想は、策定主体が地域となりますが、地域との調整や検討におけるサポートを市町村が行うことを前提とするためです。

※地域関係者が本公募への応募を希望される場合は、市町村と御相談いただけますと幸いです。市町村の担当部局・課が不明な場合は、国土管理企画室へ御相談ください。

5. 公募説明会について

以下のとおり公募に係る説明会を実施します。参加希望の方は以下の Forms リンクよりお申し込みください。

- 日時：令和8年3月10日（火）14:00～14:30
- 場所：オンライン（Microsoft Teams）
- 申し込み期限：令和8年3月6日（金）17:00
- 申込 Forms リンク：<https://forms.office.com/r/VDRbG8GNQM>

6. 公募期間・提出書類等

（1）公募期間、書類提出締切

公募期間：令和8年2月27日（金）～令和8年3月27日（金）

書類提出締切：令和8年3月27日（金）17:00 必着

（2）提出書類

応募様式に必要な事項を記載したもの。

※公募要領及び応募様式については、令和8年2月27日（金）より、国土交通省ホームページ「国土の管理構想」ポータルサイト(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html)に掲載を予定しています。

※本事業による支援以外にも、国の職員による伴走支援を行っています。同時応募を希望される場合には、応募様式の「応募多数により採択されなかった場合、国の職員による伴走支援による支援を希望しますか。」の欄で、「はい」を選択してください。

（3）提出方法

（2）の書類について、（5）の提出先メールアドレスまで、電子メールにより提出してください。なお、受信を確認した場合、受信メールを送付いたします。受信メールが届かない場合は電話にて御確認ください。

（4）御質問・御相談

実証調査について、御質問や御相談がありましたら（5）の提出先の担当者までお気軽に御連絡ください。

（5）提出先

国土政策局総合計画課国土管理企画室 担当 湯浅、黒岩

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8359（直通・平日9:30～18:00）

Mail：yuasa-k2ti@mlit.go.jp、kuroiwa-r2v2@mlit.go.jp、hqt-kanrikoso2@gxb.mlit.go.jp

7. 採択審査について

（1）審査方法

7.（2）の「採択審査の考え方」に従って、6.（1）の書類提出締切までに応募があった自治体の中から、国土交通省が審査を行い、2件程度を採択予定です。なお、採択審査に当たり、必要に応じて、応募内容についてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 採択審査の考え方

以下の観点から採択審査を行います。

① 形式審査

ア 対象が「3. 対象となる市町村・地域」に合致すること。

イ 応募内容が実証調査の目的に合致していること。

ウ 応募書類に必要事項が記載されていること。

② 内容審査

項目	評価の観点
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・対象となる地域の現状や課題を具体的かつ十分に把握しており、その課題解決に向けた適切な取組内容が設定されているか。・管理構想の策定及び検討を通じて、その成果が他の自治体や地域の参考になることが期待できるか。・管理構想を活用して地域に外部人材・資金・知見等呼び込み、多様な主体が連携して実効性の高い国土管理を行うことの実証に貢献し得る取組であるか。
検討体制	<ul style="list-style-type: none">・管理構想の検討に当たり、市町村関係部局や関連する地域団体等と、効果的な連携や協力体制構築の見込みがあるか。・管理構想の検討に当たり、民間企業や NPO 等の多様な主体との連携や協力体制構築の見込みがあるか。なお、連携する主体の対象は自治体・地域内に限らず、自治体外や広域で活動する民間企業等も含む。既に連携体制がある場合、又は現時点で連携はしていないが今後連携体制を構築する想定がある場合のいずれも対象とする。
持続可能性	<ul style="list-style-type: none">・単年度限りの取組ではなく、本事業による支援終了後も取組の持続性について検討されているか。

(3) 採択結果の通知

採択の結果については、令和8年4月中旬を目途に、採択した自治体・地域に対し書面により通知するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表します。

※採択結果の通知は、令和8年度当初予算の成立後に行います。予算の可決・成立状況により、採択時期が変更となる場合がありますので予め御了承ください。

8. その他留意点について

- ・採択した応募書類の内容については、本調査事業の受託業者にも共有します。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・採択後、支援を行う事業内容について調整を求める場合があります。また、支援開始後に、やむを得ない事情により事業内容を変更しようとする場合は、余裕を持って国土管理企画室にご相談

ください。

- ・事業実施により生じた写真や資料等を国土管理企画室が利用する場合があります。
- ・事業実施者には、事業実施中及び実施後に、当該事業及びその後の取組状況に関する調査・アンケート・ヒアリング等への協力を求めることがあります。